

平成 27 年第 11 回稲城市教育委員会定例会

1 平成 27 年 11 月 17 日、午前 9 時 30 分から稲城市商工会中会議室（地域振興プラザ 2 階）において、平成 27 年第 11 回稲城市教育委員会定例会を開催する。

1 出席委員は、次のとおりである。

小野	好江
城所	正彦
保坂	律子
今泉	浩史
小島	文弘

1 出席説明員は、次のとおりである。

教育部長	伊藤 徹男
教育指導担当部長	杉本真紀子
教育総務課長	石田 昭男
学務課長	濱中 正一
指導課長	並木 茂男
指導主事	曾我 竜也
体育課長	安藝 宏延
学校給食課長	増岡 勝
図書館課長	稲田 基樹

1 職務のため出席した職員は、次のとおりである。

教育総務課教育総務係長	齋藤 晃二
教育総務課教育総務係	加藤 綾子

1 会議に付された事項は、次のとおりである。

- (1) 日程第 1 会議録署名委員の指名
- (2) 日程第 2 会期の決定
- (3) 日程第 3 教育行政報告
- (4) 日程第 4 第 30 号議案
「平成 27 年度稲城市教育委員会職員の人事について」
- (5) 日程第 5 第 31 号議案
「平成 27 年度教育費補正予算案（第 3 号）の提出について」
- (6) 日程第 6 第 32 号議案
「平成 28 年度教育費予算要望書の提出について」
- (7) 日程第 7 第 33 号議案
「稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」
- (8) 日程第 8 第 34 号議案
「稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について」

委員長　それでは、ただいまから平成27年第11回稲城市教育委員会定例会を開催いたします。

まず、傍聴の方々にお願いがございます。会議に対して可否を表明したり、騒いだり、その他会議の妨害をしないでください。2、会議開催中は、みだりに席を離れないでください。3、決められた出入り口から入退場をしてください。4、傍聴人は委員席に入ることができません。5、携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は電源をお切りください。これらの事項を守ってください。

それでは、日程第1　本日の「会議録署名委員の指名」について、お諮りいたします。前例に従いまして、委員長指名といたしたいと思っております。ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長　ご異議なしと認めます。よって、本日の会議録署名委員は、今泉委員にお願いいたします。

次に、日程第2　「会期の決定」について、お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日とすることにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長　ご異議なしと認めます。よって、会期は、本日1日と決しました。

教育長から教育行政報告の申し出がございました。日程第3　「教育行政報告」を教育長よりお願いいたします。

教育長　教育行政報告につきましては、各課長より報告いたします。

[教育行政報告]

教育総務課長　1　教育委員会後援名義について
2　寄附について
3　平成27年度市政功労者表彰式について

学務課長　1　平成27年10月分不登校による欠席児童・生徒数について
2　平成27年度第3回東京都学事・保健・給食担当課長会について
3　平成27年度市政功労者表彰式について

指導課長　1　担当者事業について
2　連携推進事業について
3　研修事業について

- 4 学校訪問事業について
- 5 教育センター関係について

- 教育部長
- 1 社会教育委員関係について
 - 2 社会教育活動の振興について
 - 3 芸術文化活動の振興について
 - 4 成人式について
 - 5 表彰関係について
 - 6 文化財の保護と普及について
 - 7 生涯学習推進事業について
 - 8 学校施設コミュニティ開放事業について
 - 9 放課後子ども教室参加状況について
 - 10 公民館主催事業の実施状況について
 - 11 iプラザの主な主催事業の実施状況について
 - 12 平成27年10月 生涯学習課利用統計について

- 体育課長
- 1 スポーツ推進委員協議会関係について
 - 2 市立公園内運動施設管理運営について
 - 3 社会体育施設管理運営について
 - 4 体力づくり運動推進事業について
 - 5 ヴェルディ支援推進事業について
 - 6 その他について

- 学校給食課長
- 1 姉妹都市の取組について
 - 2 試食会について
 - 3 平成27年度第2回多摩地区学校給食共同調理場連絡協議会場長会について

- 図書館課長
- 1 市主催事業について
 - 2 中央図書館主催事業（SPC運営）について
 - 3 分館の主催事業について
 - 4 城山体験学習館の主な事業について
 - 5 地域との連携について
 - 6 学校との連携について
 - 7 視察について
 - 8 図書館の利用状況（平成27年10月）について

委員長 教育行政報告が終わりました。

- これより議事に入りますが、本日は都合上、日程第4 第30号議案、日程第5 31号議案、日程第7 第33号議案、日程第8 第34号議案を先に行い、そ

の後、日程第6 32号議案を議題といたします。

それでは、日程第4 第30号議案「平成27年度稲城市教育委員会職員の人事異動について」を議題といたします。第30号議案については、人事案件であることから、秘密会といたしたいと思いますが、ご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

委員長 ご異議なしと認めます。よって、第30号議案は秘密会といたします。本秘密会においては、関係者以外の退席を求めます。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより日程第4 第30号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて日程第4 第30号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※退席した職員と傍聴者が入室する。

委員長 再開いたします。これより、第30号議案「平成27年度稲城市教育委員会職員の人事について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員長 挙手全員であります。よって第30号議案は、原案のとおり可決いたしました。次に、ちょっと変更させていただきます、日程第7 第33号議案、日程第8 第34号議案を先に行いたいと思います。よろしく願いいたします。

それでは、次に、日程第7 第33号議案「稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を議題といたします。

教育長より、提案理由の説明をお願いいたします。

教育長 本案につきましては、稲城長峰スポーツ広場の管理棟等の開設に伴い、地方自治法第244条の2第1項の規定により、稲城市体育施設条例の一部を改正する必要があるため、本案を提出するものです。

詳細につきましては、体育課長より説明いたします。

体育課長　それでは、第33号議案、稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明いたします。

議案概要説明書とあわせて、第33号議案、資料の新旧対照表をお開きいただきたいと思います。本案は、稲城長峰スポーツ広場の管理棟及び芝生広場、駐車場の完成と夜間照明の利用開始に伴って、地方自治法第244条の2第1項の規定により、稲城市体育施設条例の一部を改正するものでございます。

お手元の資料の新旧対照表でご説明いたします。右側が現行の条例でございます。左側が今回改正する条例でございます。

最初に、第17条の指定管理者が行う業務についてでございます。17条の(3)のところ、(稲城長峰スポーツ広場の駐車場を除く。)を追記しております。これまで総合体育館の野球場などに隣接している駐車場については、公園の駐車場と位置づけておりましたが、稲城長峰スポーツ広場は初めて体育施設の有料駐車場として設置しております。その点、管理形態をゲートの設置及び保守点検、緊急対応、料金徴収を含めて一括で教育委員会が指定管理者とは別に委託契約といたします。このことから、駐車場の使用料につきましては指定管理者の業務から除くとしております。

続きまして、第27条の稲城長峰スポーツ広場の駐車場の管理等でございます。第27条につきましては、今ご説明いたしました体育施設の駐車場として初めて設置いたしましたことで、稲城長峰スポーツ広場の駐車場の管理について記載しているものでございます。

1項の(1)から(4)までは、駐車場内に駐車できる車両について記載しているものでございます。

2項につきましては、稲城市立公園駐車場の管理等に関する条例の一部を準用することと、条文の中の「市長」とある部分について、それを「教育委員会」に読みかえることということで、それについて記載しているものでございます。

稲城市立公園駐車場の管理等に関する条例などで準用する内容でございますが、こちらのほう第5条については、駐車場の補修、改修時に事前に告示することにより、駐車場を休止することができるようなことを書いております。また、休止しようとするときに、現に駐車している車があった場合、出庫を命じることができることを記載しております。

第7条につきましては、駐車料金については出庫、出るときに支払うことを記載しております。

第8条につきましては、納付された駐車料金については、特別な理由がない限り返還しないことを記載しております。

第10条につきましては、駐車場の利用者が違法または不当に駐車場の使用料を免れた場合、その利用料とは別に2倍に相当する額を割り増し金として徴収することができるということを記載しております。

第11条は、同駐車場に7日間を超えて駐車してはいけないということを記載

しております。

第12条は、発火性や引火性のものを積載している車両などの駐車場の管理に支障を来す車両について、駐車拒否ができることを記載しております。

第13条について、他者の駐車を妨げる行為や公の秩序に反する行為など、駐車場内のいわゆる禁止行為について記載しております。

第15条ですが、駐車場内で地震、火災、その他災害等があった場合、市はその賠償の責任を負わないことについて記載しております。

続きまして、第4条関係、別表2のものでございます。これは施設の使用時間の改正でございます。今までこの稲城長峰スポーツ広場ですが、上段のみで、夜間照明が用意できない施設でございましたが、管理棟の完成に伴って、夜間照明の利用と、または下段部の芝生広場と駐車場についても整備が完了いたします。夜間照明が利用できるようになったことから、サッカー場及びフットサル場の利用時間も午後7時から午後9時までに延長いたします。また、芝生広場と駐車場の開場時間につきましても追加しており、上段部の駐車場の利用時間については午前8時から午後9時30分、下段部の芝生の広場と駐車場につきましましては午前9時から午後7時までとしております。

続きまして、その下の野球場使用料の関係の別表第3の5多目的広場のほうでございます。稲城長峰スポーツ広場の管理棟、芝生広場の完成に伴って、使用の施設が増えたことによる改正でございます。管理棟内に多目的室というものが1と2、2つできます。それぞれ2時間で800円、芝生広場の貸し切り使用につきましましては2時間で300円。

おめくりいただきまして、サッカー場の夜間照明設備については、1時間で2,000円、フットサル場の夜間照明については1時間500円、駐車場の料金でございますが、普通車のほうで1時間未満は無料、1時間以上2時間以内は200円、2時間を超える場合については、1時間ごとに100円を加算するとしております。

また、括弧内に大型車を記載しておりますが、大型車のほうは駐車場内に普通車の3倍の面積を区域線で設定しているところは、大型車、中型車については普通車の3倍を設定して、1時間以内なら無料で、1時間以上2時間未満は600円、2時間を超える場合は1時間ごとに300円を加算した額としています。

備考欄の3番ですが、市外の方、市外団体は施設使用料の2倍、5番につきましましては、興行を行う団体は、5倍を徴収することになっているんですけど、その場合、駐車場はその施設から除くということを併記させて追記しているものでございます。

備考欄の6番と7番で、芝生広場につきましましては貸し切り使用をしてないんですね。こちらは個人で使用できるもので、また、無料で使用できるということにしております。

また、8番については、自動二輪車の料金につきましましては無料としております。

以上で第33号議案のご説明を終わらせていただきます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

委員長 ありがとうございます。以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。城所委員、どうぞ。

城所委員 まず、ちょっと根本的なお話で恐縮なんですけれども、私ちょっと最初の部分が理解できないんですけれども、体育施設であるから教育委員会が管理をしなければいけない。ですので、駐車場の使用料は教育委員会で徴収をするということですよ。このメリットというのは何なんですか。メリットというか、組織上の問題なのかどうなのか、この辺がちよっとよくわからないんですけれども。組織上の問題なんですよ。

体育課長 メリットというのはちょっと特に。今まで体育館とか公園の駐車場については、公園の駐車場なので土木課がやっていた、管理が土木課になるので。今回は公園ではなく、体育施設の駐車場ということで、その体育施設の一つになるので、徴収するのは我々、体育施設を管理している教育委員会ということになります。メリットというのは特別、管理しているところがやるということなので、特別そういうことはない。

城所委員 わかりました。じゃあ、そのいわゆる指定管理者からこの部分を外したというのはどういうことなのでしょう。

体育課長 駐車場を有料にすることで、ゲートをつけているわけですけど、今まで市内の駐車場全てそうですが、そのゲートをつけた駐車場については、どこもそのゲートをつけた会社に委託して、その徴収、緊急対応、あと開かないとか、何か故障したっていうのをすぐ対応してくれるということで、そこに全部一括委託をしている経過がございまして、それがすごく利便性が高いんじゃないかということで、そういう方針に決まりました。

今まで指定管理者が全部体育施設の使用料を徴収するということが条例が決められていたんですが、駐車場についても、ここで体育施設の駐車場だということなので、本当は何もなければ駐車場料金も全部指定管理者が徴収することになってしまうので、今回は駐車場のゲートを設置したその委託する業者のほうに料金徴収もお願いして市に納めてもらうということになります。

城所委員 それでメリットじゃないんですか、そうではないんですか。

体育課長 そういうことです。

城所委員 ということは、請け負った業者は、ほかの駐車場と同じですか。

体育課長 それはわかりません。まだ業者が決定してないので。

城所委員 なるほど、わかりました。

委員 長 ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ。

城所委員 先ほど夜間照明の件がありましたけれども、夜間照明になると、有料になるという話ですけど、この夜間照明、照明をつける時間帯というか、その判断というのは、冬の季節と夏の季節では日没が変わってくると思うんですけど、その辺はどうなんでしょうか。

委員 長 体育課長、お願いいたします。

体育課長 照明のスイッチというか、それは一応、管理棟のほうにつける予定でございまして、指定管理者のほうで判断する予定でございまして。

城所委員 ただ、業者がつけなくてもできますよと言ったら……。

体育課長 それは危険性があるので、暗い中でやるっていうのは危険が伴いますから、安全でできるもので、利用者のほうが要らないと言われても、これは……。

城所委員 つけざるを得ないと。

体育課長 真っ暗の中ではできないので、それでは貸し出しができないということになります。

城所委員 その辺の利用者との確認はどうなるんでしょうか。

体育課長 それは指定管理者のほうで貸し出しのときに、予約のときに確認させていただくことになると思います。

城所委員 わかりました。

委員 長 よろしいですか。それでは、今泉委員、どうぞ。

今泉委員 すみません、同じ質問だったので、照明のことだったので結構です。

委員 長 ほかにはいかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員 今回、多目的室というのが2部屋できますけれども、これは主にこういったものに利用する予定なんでしょうか。

委員 長 体育課長。

体育課長 多目的室なので、本当に多目的なんですけど、一応、会議室の形態をとっております。椅子とテーブルもあって、例えば、団体で来て、チームで来て、その作戦会議をやるでもいいですし、椅子とテーブルを、このお部屋みたいな感じなんですけど、どけて、ヨガ教室なんかもできるようになっております。

城所委員 飲食はできるんですか。

体育課長 ごめんなさい、飲食はちょっとまだ考えていないです。検討し、指定管理者のほうとまた協議したいと思います。

城所委員 わかりました。

委員 長 今泉委員、どうぞ。

今泉委員 駐車場の利用時間なんですけれども、別表第2のほうですと、9時半とか午後7時までというふうになっていると思います。別表の第3の5のところの下の部分、24時間当たりのということがあるかと思いますが、この24時間の利用というのはどのようなものを想定されていらっしゃいますか。

委員 長 体育課長。

体育課長 基本的には、駐車場のゲートをその時間になったら閉めるんですけど、置いていってしまったり、本来はあんまり認めたくはないんですけど、そういう場合のことを想定しております。

委員 長 今泉委員、どうぞ。

今泉委員 そうしたら、じゃあ24時間というのはイレギュラーなもので、通常は9時半とか7時までで撤収というか、出してもらうということによろしいでしょうか。

委員 長 体育課長。

体育課長 そのとおりでございます。

今泉委員 ありがとうございます。

委員長 どうぞ。

城所委員 情報としていただきたいんですけど、今回、大型、中型の車両の料金も設定をされていますけれども、今、正面のほうの出入り口がまだ入れるようにはなっていないんですか。正面というか、いつも信号からここに入ってきましたよね、信号を右折して。あそこはバスが通る想定もされているんですか。

委員長 体育課長。

体育課長 そうです、そのところをバスが通るような想定しております。

城所委員 下の道路からは直接は入れないんですか。

体育課長 下の道路というと、316の。

城所委員 そうそう。

教育長 入れないんじゃない。

城所委員 入れないと。

体育課長 はい。

城所委員 ちょっと狭いですね。じゃあ、通路としてはそういう通路でいくと。

体育課長 はい。

城所委員 今、バスの利用はあるんでしょうか。

体育課長 今、若干ですけど、市外の団体ですが、確認できたのは桐光学園サッカー部が平日の夕方とかに使っておりまして、バスで来ているという情報はいただいております。

城所委員 わかりました。ありがとうございます。

委員 長　　ほかにはいかがでしょうか。保坂委員。

保坂委員　　夜間にとめて帰ってしまうという場合のことなんですけれども、安全面では、使用者が帰宅してしまっただけ残ってしまうという状況は、防犯上問題はないんでしょうか。最大限1週間とめられるというようなことがありますけれども、それに対しては、例えば、極端な話ですけれども、火をつけられるとか、いたづらをされるとか、そういうようなことはないと考えてよろしいんでしょうか。安全対策の面について、長期間、夜を越えてとめてしまうことに対しての何か対策というのはお考えでしょうか。

委員 長　　体育課長。

体育課長　　先ほども申しましたけど、基本的にはそういうことがないように、指定管理者のほうで注意をしていただこうと考えておりますけど、まれにでも故障したり、どうしてもそういうものを持って帰れないという何かがありましたら、管理棟の事務所のほうに一言言っていただくなりして置いていってもらって、7日というのはちょっとかなり長い期間になりますが、できる限り出庫していただくような方法を指導してまいりたいと思います。

委員 長　　いろいろと出てきておりますけど、いかがでしょうか。どうぞ、城所委員。

城所委員　　すみません、先ほどから、指定管理者と駐車場の料金徴収は違うというお話でしたけど、駐車場自体の管理は、じゃあ指定管理者が行うんですか。

委員 長　　体育課長。

体育課長　　駐車場の通常の駐車の出し入れとか、そういうことについては指定管理者のほうで管理してもらおうようになっています。

先ほど言ったように、ゲートを設置しますので、ゲートの管理、ゲート、バーとかそういうものの管理と、あとそこから出る発券の券のトラブルだとか料金徴収などは別のほうの子会社のほうに委託するという形になります。

城所委員　　それは、ちゃんとすみ分けができていますね。

体育課長　　はい。

城所委員　　わかりました。

委員 長　　大変ですね。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。大丈夫ですか。

それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。

これより、第33号議案「稲城市体育施設条例の一部を改正する条例の制定依頼について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第33号は、原案のとおり可決いたしました。次に、日程第8 第34号議案「稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について」を議題といたします。教育長より、提案理由の説明をお願いします。

教育 長 本案につきましては、稲城長峰スポーツ広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び稲城市体育施設条例第20条の規定により、本案を提出するものです。詳細につきましては、体育課長より説明いたします。

委員 長 体育課長、お願いいたします。

体育課長 それでは、第34号議案、稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定についてご説明いたします。

議案概要説明書をご覧くださいと思います。本案は、稲城長峰スポーツ広場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項及び稲城市体育施設条例第20条の規定により、議会の議決を求めるものです。

施設概要につきましては、名称を稲城長峰スポーツ広場、所在地は稲城市長峰三丁目10番地の1、設置目的でございますが、スポーツ、レクリエーションその他、社会教育の振興を図り、もって市民の心身の健全な発達に寄与することを目的としております。設置年月につきましては、平成27年1月です。

選定の経過につきましては、ここに記載してあるものよりちょっと詳しく説明いたしたいと思います。

選定方法につきましては、指定を受けようとするものを公募し、稲城市の公の施設指定管理者選定委員会の審査を経て候補者を選定いたしました。

公募日につきましては、平成27年6月1日に広報いなぎ、また市のホームページに掲載して行っております。

また、主な募集条件といたしまして、運動施設、またこれに類する施設における管理業務の実績及び人工芝のグラウンド管理の実績を有する法人または共同企業体であることとしております。

応募者数は3者。3者は、東京ヴェルディグループ、こちら東京ヴェルディと株式会社オーエンスの共同企業体、また、株式会社フクシ・エンタープライズ、スポーツコミュニティ長峰、こちらは太陽スポーツ施設株式会社と日建産業株式会社の共同協議体、この3者の応募がございました。

主な選考基準といたしまして、一つ目に経営姿勢及び運営実態体制が安定していること、二つ目に施設の効用が最大限に発揮されること、三つ目に指定管理者の金額でございました。

指定管理者の選定委員会、5月に1回、8月に1回、10月に2回の合計の4回の審査会を開催して決定したところでございます。具体的な候補者の選定の審査方法でございますが、プロポーザル方式、応募事業者によるプレゼンテーションによる提案を審査して選定したものでございます。指定管理者の選定委員会の中でプロポーザル方式の審査を経て、こちらにも書いてあります東京ヴェルディグループを候補者と選定いたしましたことが、平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間を稲城長峰スポーツ広場の指定管理者と指定するものでございます。ご審議のほどをよろしくお願いいたします。

委員 長 以上で提案理由の詳細説明が終わりましたので、これより質疑をお願いいたします。城所委員、どうぞ。

城所委員 選考基準の中に、(1)で経営姿勢及び運営実施体制が安定しているというふうに書かれておるんですが、運営実施体制というのは具体的にはどんなことをおっしゃっているんでしょうか。

委員 長 体育課長、お願いいたします。

体育課長 こちらは、稲城長峰スポーツ広場が開館して、各職員についていただけると思うんですけど、そのときにどういう形態で、何時から何時というような規定、清掃員だとか事務の受付の人とか、そういうふうに人員体制を組んでいるかということを示させていただいておるものです。

委員 長 城所委員。

城所委員 なるほど。いや、私がやっぱり心配するのは、あれだけの大きな施設なんで、どのぐらいの人員体制でやられるのかなというのが非常に興味あるところなんですけど、その辺は具体的に数字は提示されているんでしょうか。

委員 長 体育課長。

体育課長 具体的に提示されているものでございます。

城所委員 それは言えないですか。

体育課長 大丈夫です。最大で、1日一番多い時間帯で4人でした。最低ですと2人。

城所委員 4人というのはどういう役割分担になるんですか。

体育課長 まず総括責任者、また、副総括責任者がいらっしやいまして、あと清掃員と事務会計の人間がお二人という形になるかと思います。

城所委員 わかりました。

委員長 今泉委員、どうぞ。

今泉委員 質問なんですけれども、3者、手を挙げた中でヴェルディさんに決まったってことなんですけれども、先ほど経営姿勢とかそういったところをいろいろ加味した上で、最後に金額でも無論加味しなきゃいけないところでされたかと思うんですけど、この3者の金額で一番お安かったのが今回のヴェルディさんだったんでしょうかという質問です。

委員長 体育課長。

体育課長 金額に関しては、一番低いところではございませんでした。2番目でした。

委員長 どうぞ。

今泉委員 あんまり低い金額ですと、逆に働いている方々にちゃんとお金払われてるかなというような心配もあるかと思うんで、恐らくそのあたりは選定委員会のほうでちゃんとやられているんだらうなというふうに思われますが、そういったところまでしっかり指定管理者の会社さんがちゃんとコンプライアンスを正しくやっているかというのも確認した上で選んでいるんでしょうか。

委員長 体育課長。

体育課長 そのあたりもちゃんと審査していただいていると思っております。金額だけではなくて、やはり事業関係の提案についても十分審議していただいて、それで審査で候補者を決定したというふうにしておりますので、大丈夫です。

委員長 教育部長、お願いいたします。

教育部長 補足の説明で。今、ご質問の会社としての体制とか、そういうものにつきましては、共同事業体だったりしますので、各会社の経営状況とかも出させていただきまして、資本金が幾らで、どういう人数でどういうふうにするんだという

ことも含めて、いろいろと金額をはじき出していただきました。その以前に、事務局のほうで、おのこの会社がしっかりしているかどうかということも含めて、審議、調べていただいて、その資料を出していただいております。

また、その中で、特にヴェルディとかそういうところにつきましては、1部なのか、2部なのか、3部なのかということにつきまして、非常に経営状態に影響が出るということもありましたので、その辺もかなり突っ込んだ質疑がありまして、その辺は当事者に、向こうの総務部長さんに確認をしながら審議させていただいて、選定をしてきております。

金額の割り振りににつきましては、人件費側に多く振っているところと、委託をして、その施設管理に多くお金を使おうとしている会社というようなことで、いろいろとばらつきがありましたけれども、ほとんど総額の金額については差がなかったですね。1位、2位、3位というふうに順番をつけましたけれども、それほどとりたてて、ここは安いからと、ここは高いからというようなことではなかったというふうに思います。以上です。

委員長 ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。城所委員、どうぞ。

城所委員 ちょっと今の関連になるかどうかわからないんですけども、いわゆる東京ヴェルディグループということで、構成員に東京ヴェルディさんと株式会社オーエンスさんが入っていると。オーエンスさんについては、健康プラザの指定管理者をやられていると。

このオーエンスさんとヴェルディの関係というのはどういった関係なんですか。構成員ということは、今回、オーエンスさんも絡んでいるということですよ。

委員長 体育課長、お願いいたします。

体育課長 基本的にそういう条件にあった法人または共同企業体ということで、どこと組んでもいいんですけど、ヴェルディさんとオーエンスさんの関係ということ、民間同士の関係なんで、特別何をやっているというのはちょっと私どものほうはそこまで調査はしてないですが、わかっているのは、これは稲城市も関係してるのかもしれないですけど、オーエンスさんの健康プラザの中で東京ヴェルディの選手が協定を結んで健康管理、メディカルチェックを受けるというような協定を結んでいるというぐらいしかちょっと私もわからないんですけど、指定管理者に対してのその関係というのは特別の関係がというのはないと思います、よろしいですか。

委員長 教育部長、お願いいたします。

教育部長　　今回、この稲城長峰スポーツ広場を要指定管理ということで、施設が割とサッカーに特化されたものですので、当然、ヴェルディさんとしては非常に興味をお持ちだと。ただ、ご自分だけの今までの経験ではなかなか管理だとか駐車場とか、そういうことは難しいということがありましたので、多分ですけれども、これは共同企業体ということを考えて際に、先ほど体育課長が申しあげましたとおり、ヴェルディとの関係があったことから、その施設の主な管理についてはオーエンスさんのノウハウが活かされるわけです。また、その施設を活用していろいろな事業を進める上ではヴェルディさんが、サッカーのほうは当然プロで、いろいろなノウハウがございますので、それで共同企業体として一緒になってこの指定管理者としての仕事をとるため組まれたというふうに思いますし、当然それが理由だと思います。ですから、特別にここで、お互いのノウハウを十分生かしたところでこういう指定管理者を受けたいと、手を挙げていただいたと考えております。

城所委員　　ということは、オーエンスさんは業務分担的な参加というかわけか。グループって、この東京ヴェルディグループという中に、じゃあオーエンスさんも入っているという考え方なわけですね。

委員長　　教育部長。

教育部長　　東京ヴェルディグループというのは、東京ヴェルディとオーエンスが、二つの会社が合体してつくられたグループだと、それで指定管理をしていくということです。

城所委員　　それでよくわかりました。すみません。

委員長　　ありがとうございます。ほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。
それでは、質疑はないようですので、以上で質疑を終結いたします。これより、第34号議案「稲城長峰スポーツ広場の指定管理者の指定について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手全員)

委員長　　挙手全員であります。よって第34号議案は、原案のとおり可決いたしました。
次に、日程第5　第31号議案「平成27年度教育費補正予算案（第3号）の提出について」、日程第6　第32号議案「平成28年度教育費予算要望書の提出について」を議題といたします。
本案は、予算要望関係または補正予算の関係上、秘密会といたしたいと思っておりますので、関係者以外の方は退席をお願いいたします。暫時休憩いたします。

(暫時休憩)

※関係者以外の職員と傍聴者は退席する。

(これより日程第5 第31号議案、日程第6 第32号議案は秘密会)

秘密会議録は別紙。

(これにて日程第5 第31号議案、日程第6 第32号議案の秘密会は終了)

(暫時休憩)

※退席した職員と傍聴者が入室する。

委員 長 それでは、再開いたします。これより、第31号議案「平成27年度教育費補正予算（第3号）の提出について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第31号議案は原案のとおり可決いたしました。次に第32号議案「平成28年度教育費予算要望書の提出について」を採決いたします。本案を原案のとおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

委員 長 挙手全員であります。よって、第32号議案は原案のとおり可決いたしました。以上で本日の議事日程は全て終了いたしました。これにて閉会といたします。

(午後4時25分閉会)